(1) 昭和51年5月1日（毎月1日・15日発行）

№ 437

市報 さが

5月 1日号

（昭和26年2月24日 第3種郵便物認可）

発行所 佐賀市役所
発行人 市長公室長
（定価3円）
電話代表(4)3151番

佐賀市の人口

4月1日現在

人口	155,130	−582
男	73,495	−395
女	81,635	−187
世帯	46,139	−143

自治会の健全活動を
振興助成に関する条例制定

市では、自治会の健全な活動を期待し、また、振興を図るため、次のとおり新たに条例を制定しました。

全国の都市の中には、早くから自治会に助成をしているところがありますが、市も各地区での自治活動が今後もよりスムーズに運ばれるよう力添えをしようとするわけです。

この条例可決後は、自治会の振興を助成しようとする市の姿勢を正しく理解して頂くために、関係部課が各校区に出向いて説明をいたしております。

ご承知のとおり、市は、非常に逼迫した財政事情のもとで市政運営に努力をいたしております。従って初年度の助成金は、一千万円ですが、当面のこの危機を乗り切り佐賀国体を成功させ、明日の佐賀市建設のため、皆様の深いご理解とご協力をお願いいたします。

佐賀市自治会等振興助成に関する条例

（目的）

第一条　この条例は、自治会等と本市の行政組織並びに公共的機関団体との連携を密接にし、もって自治行政の円滑な運営を確保するとともに当分の間自治会等に対し補助金を交付し、その振興を助成することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会等　自治会、自治会長会及び自治連合会をいう。

(2) 自治会　隣保協同の精神に基づき、市民の日常生活上の地域的なつながりのもとに一定の区域において、その区域内に住所又は事業所等を有するものの世帯を加入単位として結成された組織をいう。

(3) 自治会長会　小学校の校区ごとに自治会の代表者を構成員として結成された組織をいう。

(4) 自治連合会　自治会長会のすべての代表者を構成員として結成された組織をいう。

（自治会の届出）

第三条　補助金の交付を受けようとする自治会等は当該自治会等の規約を添えて市長に届け出るものとする。

(2) 自治会等の規約の中には、第一条の目的に適合する事項を定めるものとする。

（補助金の申請）

第四条　前条の規定により市長に届け出た自治会等は、規則の定めるところにより市長に補助金の交付を申請するものとする。

（補助金交付）

第五条　市長は、前条の規定による申請があった場合その内容を審査し適当と認めたときは、当該自治会等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 前項に規定する補助金の交付額は、規則で定める。

（補助金の返還等）

第六条　市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付対象から除外し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の申請に不正があると認めたとき。

(2) 自治会等がこの条例の規定に適合しないものとなったとき。

（変更の届出）

第七条　自治会等の代表者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（委任）

第八条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

施行規則抜すい

第三条　条例第四条に規定する補助金交付申請は、自治会等振興補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、毎年四月十五日までに市長に提出しなければならない。

(1) 世帯数報告書

(2) 世帯人員票

(3) 準世帯名簿

第五条　自治会に交付する補助金の額は、別表第一のとおりとする。

(2) 前項に規定する補助金交付額の算定基礎となる世帯数は、毎年四月一日現在のものとする。

(3) 自治会長会及び自治連合会に交付する補助金の額は、別表第二及び別表第三のとおりとする。

※別表第一、第二、第三は、紙面の都合により割愛させていただきます。

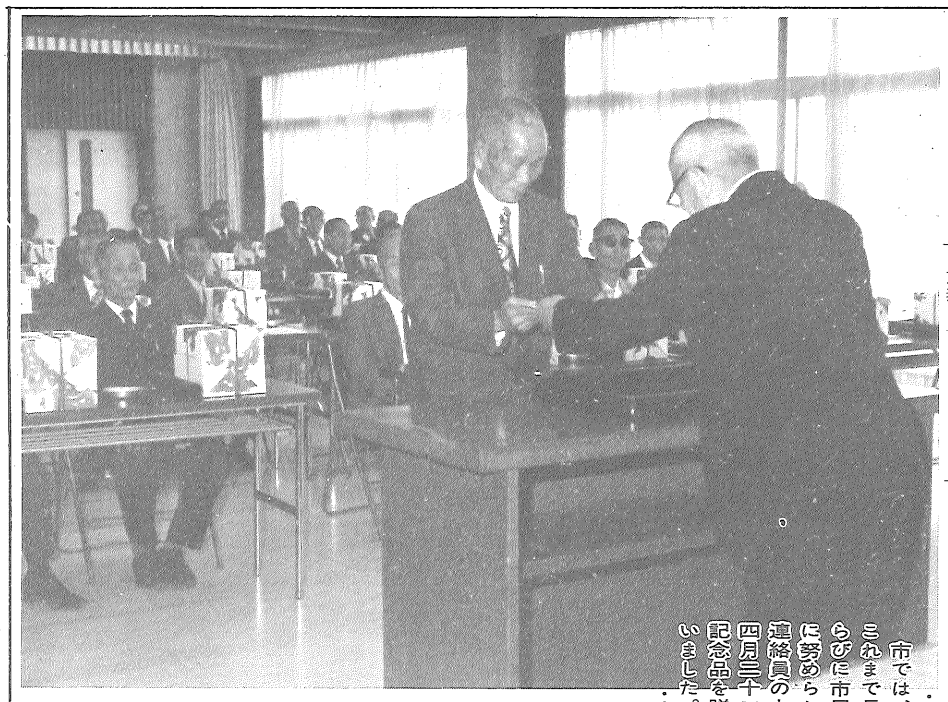

市では、連絡員制度の廃止に伴いこれまで長い間、市政伝達の徹底らびに市民の理解と協力を得ることに努められ、市の発展に寄与された連絡員の方たち二百八十二名に対し四月三十二日、市民会館で感謝状と記念品を贈り、そのご労苦をねぎらいました。

町をきれいにしよう
北川副町 老人クラブ会員が清掃奉仕

四月十六日、午前九時から北川副町老人クラブのみなさん（角田常雄会長外四百人）が町の清掃作業を行いました。日ごろ町に世話になっているので、その恩返しを兼ねて少しでもお役に立ちたいと毎年行っているものです。

ゴミを拾う班、草を刈る班など仕事の分担を決めて慣れた手つきで、てきぱきと作業がすすみ、町はすっかりきれいになりました。

なお、この清掃作業は今度で五回目、今後もできるだけ続けたいと会員の一人は話しておられました。

警察交通巡視員募集
5月10日まで受付

佐賀県人事委員会では、佐賀警察署に勤務する交通巡視員（採用予定人員三～四名）を次のとおり募集します。

▽受験資格＝次の各号をみたす女子（学歴は問いません）。①昭和30年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた者②身長が155センチ以上、視力が両眼とも裸眼視力でおおむね0・6以上（きょう正視力1・0以上）で色の判別が完全にできる者③採用後、佐賀警察署へ居住地から徒歩または通常の交通機関を利用して約四十分以内に通勤可能な者。

▽受験手続き＝申込書（県人事委員会で交付）に必要事項を記入し、写真（昭和50年11月以降撮影）をはって、県人事委員会事務局（城内一丁目1番59号電話④21111）へ、5月10日までに提出すること。

くわしくは、同委員会事務局へおたずねください。

自治会振興条例に関するメモ＝＝＝

各校区で開いた説明会のさい、主に出された質疑事項は次のとおりです。

◎連携を密にとは……

自治会と市その他の機関団体とが協力して地域の福祉増進を図ろうということです。

◎当分の間とは……

後年の情勢次第によって判断されるものです。

◎一定の区域とは……

現況の区域の実態を尊重します。

区域の分離変更については、従前どおり関係地域の代表者や校区毎の自治会の事前了承を必要とします。

◎条例第三条の規約について……

現在活動しておられることと（例えば地域の発展、環境の整備、住民福祉等のどれかの活動目的）が織り込まれていれば結構です。

殊更むずかしく考えないでください。

自治会に市が干渉したり規制しようということではありません。

◎補助金の使途について

別段、規制いたしませんより有効にお使いください

なお、本年度は、なるべく早めに自治会等の届出とともに提出してください。

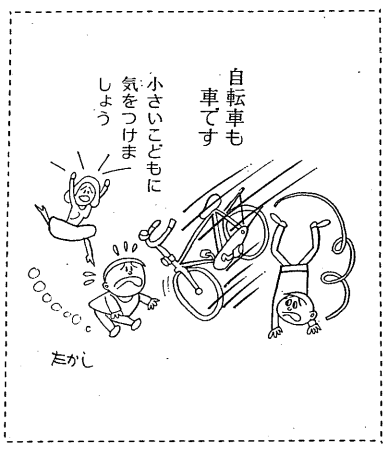

技能検定をうけましょう　うけさせましょう　そして技能士になりましょう

技能検定はあらゆる労働者の技能を一定の基準によって検定する国家検定制度でその目的は技能者の技能習得意欲を増進させ、技能に対する社会一般の評価を高め、技能労働者の技能水準と社会的経済的地位の向上を図るもので、個々の企業は勿論、広くわが国産業経済の発展に寄与するものであります。

1．検定職種　造園、鋳造、機械加工(旋盤、フライス、ボール等)金属プレス鉄工、板金、電気機器組立て、婦人小供服製造、木工、とび左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、印章彫刻、表具広告美術仕上げ等、35作業

2．申込受付　昭和51年5月1日から14日まで（申込書は協会にあります）

3．受験資格　1級と2級とに分れて実技と学科の試験が行なわれますが、実務経験が必要でくわしくは協会にお問合わせください。パンフレットを差し上げます。

4．手数料　実技試験は職種により異なりますが最高8,500円以内最低4,000円以上です。学科試験は1,500円です。

佐賀県経済部職業訓練課　佐賀市城内1−59　TEL ③5641

佐賀県技能検定協会　佐賀市与賀町1−37 商工共済ビル　TEL ④6408

0022

処理能力が倍増

南事業所改良工事が完成

市が、昭和四十九年十月から、し尿処理能力アップを目指して進めてきた南事業所（し尿処理場）の処理施設の増設・改良工事が、四月二十日完成しました。

これまで、一日排出量約二百キロリットルのうち九十キロリットルを陸上処理（南事業所）で、また約百十キロリットルを海洋投棄処理をしてきました。

ところが、昭和四十七年二月には海洋汚染防止法施行規則の一部改正で、領海基線から十五海里（二七・九五キロメートル）以遠に、また本年四月からは、五十海里（九二・六五キロメートル）以遠となったため、船底の深い大型船の就航が必要となった事と大型船の接岸場所がない事で、海洋投棄処理を中止し今後陸上処理に切替えるため、これに備え約五億九千百万円で工事に着手していたものです。

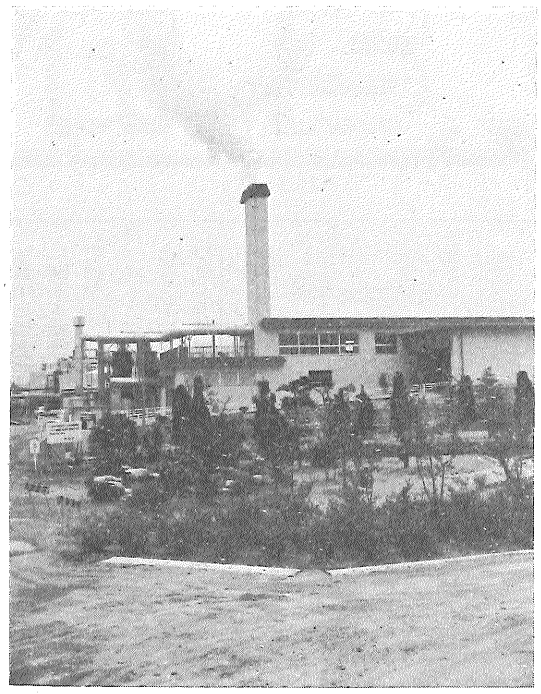

改良されたし尿処理場はこれまでの嫌（けん）気性微生物による「消化方式」から好気性微生物による「酸化方式」に切替えたもので、これまで投入から河川放流までの処理期間も三十日間必要であったものが半分以下の十四日間に短縮されました。

処理過程も、これまでのものに生物ろ過そうを新設したため、厚生省が定めた放流水のBOD（生物化学的酸素要求量）三十ppmを二十ppmに落とすことができました。

また、これまでの「消化方式」では、ガスの発生により付近の住民の方がたには大変ご迷惑をおかけしていましたが、処理場南側のし尿投入口を廃止し北側に新設、投入口にエアカーテン、酸化そうからの臭気を処理する脱臭機二基等を新設するなど臭気対策も講じました。

固定資産税における評価替えと税負担調整について

昭和五十一年度は、固定資産税の基準年度で全国的に評価替えが実施されました。

▽土　地

土地の売買価額を基礎とした適正な時価に応じ新評価額を決定しましたが、評価替えに伴う税負担の急増を緩和するため地方税法の一部改正が行われ、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの固定資産税および都市計画税について、次のような負担調整措置がなされ、課税の適正化が図られました。

毎年度の税額は新評価額の昭和五十年度課税標準額に対する上昇率の区分に応じた負担調整率によって、前年度税額に乗じた額を限度とすることとされました。

なお、市街化区域農地は昭和五十三年度までは、宅地並課税を行わないことになり、一般農地と同様に昭和三十八年度税額に据え置かれている税額が、昭和五十一年度以降の税額算出の基準となります。

宅地等	上昇率	負担調整率
	1.3倍以下	1.1
	1.3倍超1.7倍以下	1.2
	1.7倍超	1.3

農地	上昇率	負担調整率
	1.3倍以下	1.1
	1.3倍超	1.2

▽家　屋

固定資産評価基準が改正され、昭和五十年一月二日以降の新増改築家屋は、次表のような再建築費評点補正率を適用して評価額を求め、昭和五十年一月一日以前に建築された在来家屋の評価は原則として前年度評価額を据え置くことになりました。

構造種別	補正率
木造家屋	1.5
非木造家屋	1.4
軽量鉄骨造の工場・倉庫・市場	1.3

福祉年金・老人医療費証書の提出と更新手続きを

市保険年金課では、福祉年金（老齢・障害・母子）の定時届けと、老人医療費の更新手続きの受け付けを別表のとおり同時に行います。

福祉年金定時届
老人医療更新手続日程

校区名	期日	場所
本庄	5月11日(火)	各公民館
西与賀	〃	
久保泉	5月12日(水)	
金立	〃	
兵庫	5月13日(木)	
高木瀬	〃	
北川副	5月14日(金)	
蓮池	〃	
鍋島	5月17日(月)	
嘉瀬	〃	
巨勢	〃	
赤松	5月18日(火)	市役所一階会議室
循誘	5月19日(水)	
勧興	〃	
日新	5月20日(木)	
神野	〃	

◎福祉年金の定時届け

福祉年金は、毎年受給権者配偶者および扶養義務者の所得を調査し、その年の五月分以降の年金支給額を決定しますので、年金を受けている方は毎年福祉年金証書を提出していただくことになっています。

提出されないと五月分以降の年金が支給されないこともあります。必ず提出してください。

◎老人医療費の更新手続き

現在使用されている老人医療費受給者証の有効期限は六月三十日までとなっています。そのため更新をしないと七月一日から使用できないことになります。

なお、七十歳以上の方で受給者証の交付申請をされていない方や、現在、所得制限のために適用を受けていない方も、所得状況が変わり受給できる場合がありますので手続きをしてください。

◎国民年金証書（老齢・障害・母子年金）は、五月支給の年金を受けてから提出してください。

◎老人医療更新手続きのときは、現在使用している受給証書、健康保険証、印鑑をご持参ください。

◎時間は、いずれも午前九時三十分から午後四時までです。

課年金係（電④3151内線335）へおたずねください。

おせらせ

ねたきり老人に「紙おむつ」支給

市内の低所得世帯で六十五歳以上のねたきり老人でおむつを必要とされる方に「紙おむつ」を支給します。

必要な方は、印鑑をご持参のうえ市社会課老人福祉係までおいでください。

水道工事にご協力ください

水道局では、次の内容で水道管の補強工事などを実施します。そう音・赤水等の発生が予測されます。

工事期間中、みなさんには大変ご迷惑をおかけしますがご協力方よろしく、お願いします。

◎工事の理由

呉服元町・白山二丁目のカラー舗装工事に伴う、配水管の補強工事ならびに給水管取替え工事

◎工事期間

昭和51年4月19日から昭和51年5月27日まで

神野茶屋をご利用ください

四月一日から、神野茶屋の屋根ふき替え工事を実施していましたが、四月二十日で完了しました。

工事期間中、みなさんには大変ご迷惑をおかけしましたが、五月一日から茶屋の貸し出しをします。

ご希望の方は、市民課窓口でお申込みください。

三歳児健康診査日程

▷対象者…昭和47年5月1日以降に生まれ、検診日で満3歳以上になる幼児

▷料金…無料

▷当日は母子手帳をご持参ください

▷時間はいずれも午後1時30分から3時まで

月日	校区	場所
5月11日	鍋島	鍋島公民館
〃 12日	兵庫	兵庫 〃
〃 13日	巨勢	巨勢 〃
〃 14日	久保泉	久保泉 〃
〃 18日	西与賀	西与賀 〃
〃 19日	蓮池	城原町会館
〃 20日	本庄	本庄公民館
〃 21日	〃	〃
〃 25日	嘉瀬	嘉瀬 〃
〃 26日	高木瀬	高木瀬 〃
〃 27日	〃	〃
〃 28日	金立	金立 〃

市民結核検診間接撮影日程

▷対象者…満15歳以上の方（但し、学校や職場等で定期検診を受けた方、結核治療中の方、定期的に管理検診を受けている方を除く。）

▷料金…無料

月日	実施場所と時間 9：30～11：30	13：00～15：00	18：00～20：00
5月10日	川久保農業倉庫	―	―
〃 11日	下和泉農業倉庫	上和泉農業倉庫	―
〃 12日	上分山口組	西原広場	―
〃 13日	下和泉浄泉寺	―	上和泉農業倉庫
〃 17日	金立町上九郎	―	―
〃 18日	金立幼稚園	金立幼稚園	―
〃 19日	金立公民館	金立公民館	金立公民館
〃 24日	与賀町公民館	―	―
〃 25日	赤松公民館	北水会館	―
〃 26日	南水会館	南水会館	―
〃 27日	県社会福祉会館	―	赤松公民館
〃 31日	西原産婦人科	愛敬島会館	―

計量器定期検査日程

昭和51年度の計量器定期検査を行います。商取引又は証明に使用する「はかり」は必ず検査を受けて下さい。

校区	月日	時間	検査場所
嘉瀬	5月10日	9：30～14：30	市農協嘉瀬支所
西与賀	5月11日	9：30～11：30	西与賀公民館
本庄	5月11日	13：00～15：00	市農協本庄支所
巨勢	5月12日	9：30～11：30	巨勢公民館
北川副	5月12日	13：00～15：00	北川副公民館
蓮池	5月13日	9：30～11：30	蓮池公民館
兵庫	5月13日	13：00～15：00	兵庫公民館
久保泉	5月14日	9：30～11：30	市農協久保泉支所
金立	5月14日	13：00～15：00	金立公民館
高木瀬	5月17日	9：30～11：30	高木瀬公民館
鍋島	5月17日	13：00～15：00	県計量検定所
神野	5月18日	9：30～15：00	神野小学校
日新・新栄	5月19日	9：30～15：00	日新小学校
循誘	5月20日	9：30～15：00	循誘小学校
赤松	5月21日	9：30～15：00	赤松小学校
勧興	5月24日	9：30～15：00	勧興小学校

※家庭用はかり（ヘルスメーター・調理用はかり・その他）も同じに検査しますので、是非受けて下さい。

「婦人電気教室」のご案内

家庭の電化生活に必要な正しい電気知識を身につけていただくためご婦人を対象に婦人電気教室（月一回の半年コース）を開講致しております。

たゞいま、十六期の会員募集をおこなっておりますので、お気軽にお申込みください。

●会費　無料

●募集締切　五月二十日(木)

お申込みは電話で結構です。

会員になられると当社施設への見学会案内・趣味の会（陶芸・七宝焼・ろうけつ染・花づくり）への加入もできます。

九州電力
佐賀サービスセンター
商工会館　一階
☎四―二一五一

住宅（マイホーム）の保健

雨が多くなりました
雨もり・雨戸樋の
補修を早めに
いたしましょう
多少にかゝわらずお電話
下さい。お伺い致します
電話③―6398

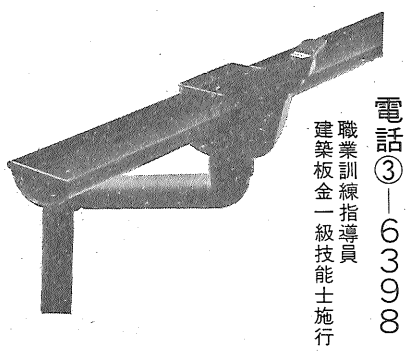

末吉板金工業所
佐賀市本庄町本庄神社前
●板金加工就業　昭和　五年
●自家営業　昭和二十年
職業訓練指導員
建築板金一級技能士施行

0023